

# 休眠預金等活用法の令和5年改正等を踏まえた「基本方針」改定（概要）

内閣府 休眠預金等活用担当室  
2023年9月

# 「休眠預金等活用法5年後見直しの対応方針」(令和4年12月)における見直し事項

法改正事項	<b>① 目的規定</b> ■ 法の目的にソーシャルセクターの担い手の育成を明記	運用事項	<b>⑦ 助成限度額(通常枠)の決定方法</b> ■ 中期目標を設定し、各年度の必要額を計上する方式に移行
	<b>② 活動支援団体の創設等</b> ■ 人材・情報面からの支援を法律に位置付けるとともに、もっぱら当該支援を行う活動支援団体を創設		<b>⑧ 行政施策との役割分担</b> ■ 行政施策との関係の整理、事業終了後の行政施策化の見通し等に即して個別に判断
	<b>③ 出資の実現</b> ■ JANPIAから資金分配団体への出資を追加		<b>⑨ 自己資金の確保</b> ■ 資金分配団体の自己資金比率の位置付けを改め、事業継続性等を総合評価する方式に移行
	<b>④ 法の見直し規定</b> ■ 5年後目途の見直し規定を継続		<b>⑩ 同一事業の再申請・事業期間の延長</b> ■ 同一事業の再申請に係る実際の運用に合わせて、制度を明確化 ■ コロナ禍以外の事業期間延長について要件を検討
	<b>⑤ 国際協力</b> ■ 民間公益活動の促進が期待される経済社会情勢の例示に「国際化の進展」を追加		<b>⑪ PO関連経費の助成</b> ■ 現行水準の助成を継続
	<b>⑥ JANPIA事務費特例</b> ■ 休眠預金をJANPIAの事務費に充当できる特例を5年間延長		<b>⑫ 成長期・成熟期の活動支援</b> ■ より大きな社会的インパクトの創出が期待される活動を支援する方策等について、今後検討

# 「基本方針」の改定内容

## ○ 今回の法改正を踏まえた指定活用団体、活動支援団体、資金分配団体の役割

第一層

### 指定活用団体の役割

- 社会課題を分析し、優先的に解決すべき課題を提示
- 資金分配団体、活動支援団体等の行う活動を俯瞰し、多様な資金提供手段を検討し、これらを有機的・効果的に実施することで最適な資金支援を実施
- ソーシャルセクターの担い手の育成を促進
- 革新的手法の開発促進・普及
- 積極的な情報公開、周知・広報を通じ、国民の理解と多様な民間団体の制度参入を促進
- 資金分配団体等の成果評価の点検・検証、評価実施支援を通じた制度改善
- 民間公益活動の担い手の自立的な資金調達のための環境整備・市場発展の促進 等

法改正に伴い、指定活用団体に追加された役割を追記

第二層

### 活動支援団体の役割（新設）

- 活動支援プログラムの企画・設計、支援対象団体の公募・選定、非資金的支援のみの提供
- 関係規程の整備、事業形成・実施能力向上等の組織基盤整備・事業立上げの支援
- 成果評価への指導、アドバイザー等への助言、人材トレーニング等の事業の継続・拡大につながる専門性向上の支援
- 事業立上げから終了まで支援対象団体の抱える課題に応じ伴走型で支援
- 革新的手法の開発を目指す
- 支援先に対する進捗管理、目標達成度の点検・検証

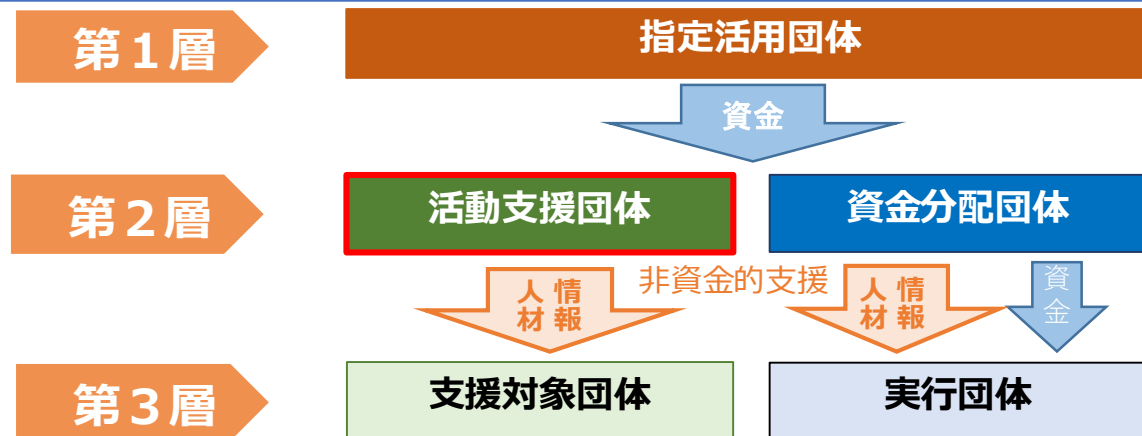
「活動支援団体」の主な役割を明記

### 資金分配団体の役割

- 包括的な支援プログラムの企画・設計、実行団体の公募・選定、資金支援・非資金的支援の提供及び社会課題解決のための仕組みの構築
- 革新的手法による助成・出資を通じた民間公益活動の自立した担い手の育成
- 革新的手法を開発・実装
- 民間資金を呼び込む具体策の策定・実施
- 実行団体に対する進捗管理、成果評価の点検・検証

## ②活動支援団体の創設等

人材・情報面からの支援を法律に位置付けるとともに、もっぱら当該支援を行う活動支援団体を創設



指定活用団体  
↓  
第二層

第二層

	活動支援団体	資金分配団体
資金提供方法	・助成のみ（貸付・出資は行わない）	・助成・出資
選定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募（第三者からなる審査委員会を設置）</li> <li>・利益相反防止措置を講じ、審査の公平性を確保</li> <li>・事業計画の合理性、支援プログラムの実施能力などを審査</li> </ul>	
監督	・報告徴収、立入検査、選定取消し、助成金の返還など	
進捗管理等	・活動の進捗状況について定期的に報告を受け、成果評価の点検・検証を行う	
自己評価	・支援対象団体の目標達成度の点検・検証、支援手法等の有効性など、自らの活動を総合的に評価及びその結果の公表	・助成した実行団体による成果、助成手法の有効性など、自らの活動を総合的に評価及びその結果の公表
組織運営体制	・外部委員を必須とするコンプライアンス委員会の設置など	

	支援対象団体	実行団体
選定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公募（第三者からなる審査委員会を設置）</li> <li>・ 利益相反防止措置を講じ、審査の公平性確保</li> <li>・ 事業計画の合理性、支援プログラムの実施能力などを審査</li> </ul>	
	選定に当たり、以下の項目等を審査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援要請に関する計画において               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 解決しようとする社会課題</li> <li>➢ 支援の出口、支援期間</li> <li>➢ 支援対象団体の組織・活動上の課題</li> <li>➢ 要請する支援の内容・規模</li> </ul> </li> <li>等が具体的に示されていること</li> </ul>	選定に当たり、以下の項目等を審査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間公益活動の実施計画における               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 解決しようとする社会課題</li> <li>➢ 支援の出口、支援期間</li> <li>➢ 支援の出口に向けた工程、課題の解決方法</li> <li>➢ 評価の実施時期及び評価の方法</li> </ul> </li> <li>等が具体的に示されていること</li> <li>・ ガバナンス・コンプライアンス体制等</li> </ul>
監督	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告徴収、立入検査、選定取消し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告徴収、立入検査、選定取消し、助成金の返還</li> <li>・ ガバナンス・コンプライアンスの履行の担保</li> </ul>
進捗管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動の進捗状況について定期的に報告を受け、必要な協力・支援・助言</li> <li>・ 支援対象団体の目標達成度等を点検・検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動の進捗状況について定期的に報告を受け、必要な協力・支援・助言</li> <li>・ 実行団体が作成する評価報告書の点検・検証</li> </ul>
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動の進捗状況、目標達成度、支援の効果等について活動支援団体へ定期報告及びその結果の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>インパ</u>外評価を含めた自己評価の実施及びその結果の公表</li> </ul>
組織運営体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>一律には求めない</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ガバナンス・コンプライアンス体制の責任者の設置</u></li> </ul>

## ①目的規定へのソーシャルセクターの担い手の育成の明記

法の目的にソーシャルセクターの担い手の育成を明記

- 
- 指定活用団体において、ソーシャルセクターの担い手の育成を図る役割が期待されている旨記載

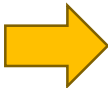
## ④法の見直し規定

5年後目途の見直し規定を継続

- 
- 5年後目途の見直し規定を継続し、関係する全ての者が各々の責務を果たしながら、本制度の更なる発展につなげていく旨記載


## ⑤国際協力への支援

民間公益活動の促進が期待される経済社会情勢の変化の例示に「国際化の進展」を追加

- 
- 経済社会情勢の急速な変化の例として「国際化」を追記。脚注において、対象は国内活動に限定されないが、国外活動については、外交政策との整合性、団体の安全性確保、実効的な監督・評価等の見地から個々の事業ごとに判断する旨を記載

## ⑦助成限度額の決定方法

中期目標を設定し、各年度の必要額を計上する方式に移行

- 
- 令和5年度～9年度の5年間の助成総額（通常枠）について、これまでの活用額の趨勢を念頭に、約300億円を目安とした上で、令和8年度を目途に必要な応じて見直しを行う旨記載

# 非資金的支援による団体の能力強化

参考

- ・資金的支援を主軸とする現行の支援体系に、人材・情報面からの支援を追加し、法律に位置付ける
- ・活動支援団体を創設し、資金配分を伴わない中間支援活動であって、将来の休眠預金等活用事業への参入に資する事業等も、支援体系の第二階層に位置付ける

【イメージ図】

(注) **赤字**は、法律で明確化する部分

